

○立命館アジア太平洋大学安藤百福名誉博士奨学金規程

2001年1月19日

規程第479号

(目的)

第1条 立命館アジア太平洋大学に、安藤百福名誉博士および日清食品ホールディングス株式会社の篤志による安藤百福名誉博士奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

2 奨学金は、将来アジア太平洋時代のリーダーになることが期待される学生に対し、支援と激励を行うことを目的とする。

3 この規程は、奨学金に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 奨学金を受けることができる者は、本大学の学部に進学し、将来の社会において活躍することが期待できる学業および人物とも優秀な学生とする。

(種類)

第3条 奨学金は次の各号に定める種類とする。

(1) 安藤百福名誉博士 栄誉賞（オナープライズ）（以下「栄誉賞」という。）

(2) 安藤百福名誉博士 奨励賞（アワード）（以下「奨励賞」という。）

(栄誉賞)

第4条 栄誉賞は、3回生または4回生の卒業予定者で、次の各号に定めるいずれかに該当する者を対象とする。

(1) 難関分野もしくは特色あるユニークな分野で、名誉ある成果を修めた者およびそれを目指す者

(2) 大学院進学予定者

(3) 学業成績優秀者

(4) 自主的諸活動で顕著な成績を修めた者

(5) 留学予定者

2 奨学金の給付額は100万円を上限とし、毎年度定める予算の範囲内で一括して給付する。

3 採用人数は毎年、3回生卒業予定者および4回生卒業予定者から4名以内とする。

(奨励賞)

第5条 奨励賞は、次の各号に定めるいずれかに該当する者を対象とする。

(1) 学業成績優秀者

(2) 自主的諸活動で顕著な成績を修めた者

- 2 奨学金の給付額は50万円を上限とし、毎年度定める予算の範囲内で一括して給付する。
- 3 採用人数は毎年、3回生から4名以内とする。
- 4 採用人数は、当該年度の春入学、秋入学の学生数に比例させて、4名の採用人数を按分する。

(選考および決定)

第6条 受給者の選考および決定は、自己推薦または専任教職員による推薦にもとづき、面接を行った上で、学生委員会の議を経て、学生部長が決定する。

(取消し)

第7条 奨学金の受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を取り消すことができる。

- (1) 学籍を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程により懲戒処分を受けたとき
- (4) 栄誉賞の場合は、卒業が延期となったとき
- (5) その他、受給者として適当でないと学生委員会が判断したとき

- 2 支給を取り消された者のこの奨学金への復活は認めない。

第8条 削除

(実施細目)

第9条 奨学金に関するその他の実施細目は、学生委員会の議を経て、学生部長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

- 2 この規程は、寄附者からの篤志がなくなった時に廃止する。

附 則

この規程は、2001年1月19日から施行する。

附 則 (2009年4月22日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2009年4月22日から施行する。

附 則 (奨学金の種類の名称変更に伴う一部改正)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2016年7月13日寄附者の追加および奨励賞奨学金の給付額の変更に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2016年7月13日から施行し、2016年4月1日から適用する。

2 前項にかかわらず、2016年3月31日以前に受給を決定した者については、なお従前の例による。

附 則（2022年3月16日 対象回生および採用人数の変更に伴う一部改正）

この規程は、2022年3月16日から施行し、2020年4月1日から適用する。